

独立行政法人農業者年金基金の業務の実績に関する評価の基準

農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「法」という。）に基づく独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たっての基準を次のとおり定める。

1 評価の基本的考え方

- (1) 独立行政法人は、法第32条の規定に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「各事業年度の実績評価」という。）及び法第34条の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標の実績評価」という。）を受けなければならないとされている。
- (2) 各事業年度の実績評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について、別紙に定める基金の中期計画の中項目（以下「中項目」という。）を評価単位とし、中項目の評価、中項目の評価結果を踏まえた大項目（以下「大項目」という。）の評価及び全体の評価（以下「総合評価」という。）の3段階で行うものとする。
- (3) 中期目標の実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について、(2)の例により行うものとする。
- (4) 評価委員会は、各事業年度の実績評価及び中期目標の実績評価の結果、基金の業務運営について改善すべき点が明らかとなった場合には、改善の方向について勧告するものとする。
- (5) 評価委員会は、評価を行うに当たって、次の事項について留意するものとする。
 - ア 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。
 - イ その際、法人の事務事業の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、評価を行うに当たり、法人は、費用と効果の関係についての具体的な把握等に努めるものとし、評価委員会は他の法人の状況等も踏まえつつ、こうした法人の取組についても適切に評価するものとする。

2 各事業年度の実績評価の方法

(1) 中項目の評価方法

中項目の評価は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（以下「小項目」という。）の評価結果について、
達成度合が a とされた小項目を 2 点
達成度合が b とされた小項目を 1 点

達成度合が c とされた小項目を 0 点

とし、その集計に当たっては、中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数を基準として次の 3 段階評価で行うものとする。

(s とされた小項目については a 評価と同様に 2 点、 d とされた小項目については c 評価と同様に 0 点として扱うものとする)

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90% 以上 A

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 以上 90% 未満 B

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 未満 C

なお、A 評価の中項目については、各小項目の達成状況その他の要因を分析し、必要に応じて S 評価とすることができる。また、C 評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じて D 評価とすることができる。

小項目の評価は、小項目の定め方に応じて次の方法により行うものとする。ただし、予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、小項目の業務を中止し、又は業務量を減らざるを得なかった場合は、このような事情を考慮して小項目の評価を行うものとする。

ア 小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値の達成度合を踏まえ、次の 3 段階で行うものとする。

(中期目標又は中期計画「以上」又は「少なくとも」とされている場合)

数値の達成度合が 100% 以上 a

数値の達成度合が 70% 以上 100% 未満 b

数値の達成度合が 70% 未満 c

(上記以外の場合)

数値の達成度合が 90% 以上 a

数値の達成度合が 50% 以上 90% 未満 b

数値の達成度合が 50% 未満 c

イ 小項目に中期目標期間において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値に基づき中期目標期間等を考慮して定めた数値の達成度合を踏まえ、次の 3 段階で行うものとする。

数値の達成度合が 90% 以上 a

数値の達成度合が 50% 以上 90% 未満 b

数値の達成度合が 50% 未満 c

ウ 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合には、当該小項目の実施状況を判断するための基準として、当該小項目の性質を勘案して具体的な指標を設定し、その達成度合を踏まえ、次の例により行うものとする。

設定した指標が達成された a

設定した指標が概ね達成された b

設定した指標が達成されなかった c

エ 小項目にその性質上単年度では結果が現れない定性的な目標が定められている場合には、当該年度において実施すべき目標を定め、当該目標の実施状況を判断するための基準として具体的な指標を設定し、その達成度合を踏まえ、ウの例により行うものとする。

オ 小項目に複数の指標が設定されている場合には、それぞれの指標の結果を同数の小項目の評価指標とみなすものとする。

カ 小項目の評価において、b又はc評価となる見込みの項目については、その要因分析を行うものとする。要因分析の結果、特に必要であると認められるものについては、a又はb評価に修正することができるものとする。

また、a評価の小項目については、達成状況その他の要因を分析し、必要に応じてs評価とすることができる。また、c評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じてd評価とすることができる。

小項目のうち当該事業年度においては業務を実施しないこととされているものについては、各事業年度の実績評価の対象外とする。

小項目のうち要請などに基づく業務、短期借入金及び剰余金については、当該事業年度において実績がない場合、各事業年度の実績評価の対象外とする。

小項目の評価に当たっては、基金から提出された自己評価結果を記載した評価シートを活用するものとする。

(2) 大項目の評価方法

大項目の評価は、中項目の評価結果について、

A評価とされた中項目を2点

B評価とされた中項目を1点

C評価とされた中項目を0点

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として次の3段階評価で行うものとする。

(S評価とされた中項目についてはA評価と同様に2点、D評価とされた中項目についてはC評価と同様に0点として扱うものとする)

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

上記にかかわらず、「第3 財務内容の改善に関する事項」、「第5 短期借入金の限度額」、「第6 剰余金の使途」及び長期借入金については、当該大項目に直接3段階(又は2段階)の評価指標を設定して評価する。

なお、A評価については、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

大項目の評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

(3) 総合評価の方法

総合評価は、大項目の評価結果について、

A評価とされた大項目を 2 点

B評価とされた大項目を 1 点

C評価とされた大項目を 0 点

とし、その集計に当たっては、全体に含まれる大項目の項目数に 2 を乗じて得た数を基準として、次の 3 段階評価で行うものとする。

(S 評価とされた大項目については A 評価と同様に 2 点、 D 評価とされた大項目については C 評価と同様に 0 点として扱うものとする)

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90% 以上 A

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 以上 90% 未満 B

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50% 未満 C

なお、A 評価については、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じ S 評価とすることができる。また、C 評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じ D 評価とすることができる。

総合評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容